

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1月16日
【会社名】	株式会社アスラポート・ダイニング
【英訳名】	Asrapport Dining Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 檜垣 周作
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目16番29号
【電話番号】	03-6459-3231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 中村 敏夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目16番29号
【電話番号】	03-6459-3231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 中村 敏夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券及び新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第 6 回新株予約権 2,382,600円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 549,983,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 150,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）】

(1) 【募集の条件】

発行数	19,855個（新株予約権1個の行使につき交付される株式は100株）
発行価額の総額	2,382,600円
発行価格	新株予約権1個につき120円（新株予約権の目的となる株式1株あたり1.2円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年2月3日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アスラポート・ダイニング 管理本部 東京都港区高輪二丁目16番29号
割当日	平成26年2月3日（月）
払込期日	平成26年2月3日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 三田通支店

(注) 1. 第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）は、平成26年1月16日開催の当社取締役会において発行を決議しています。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,985,500株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = (\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}) / \text{調整後行使価額}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、277円とする。但し、行使価額は本欄第3項の定めるところに従い調整されるものとする。
3. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第

(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(以下「東証JASDAQ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金549,983,500円

新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年2月3日から平成28年2月2日とする。</p> <p>但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アスラポート・ダイニング 管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 三田通支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20日営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込場所」欄記載の行使請求の受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
2. 本新株予約権行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

銘柄	株式会社アスラポート・ダイニング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

券面総額又は振替社債の総額(円)	金150,000,000円
各社債の金額(円)	金3,000,000円
発行価額の総額(円)	金150,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年率1.0%
利払日	毎年1月31日及び7月31日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、平成26年7月31日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月31日及び7月31日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下、「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下、「利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。 2. 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。 3. 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使にかかる各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。 4. 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年14%の利率による遅延損害金を付するものとする。
償還期限	平成28年2月2日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額、償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 満期償還 本社債は、平成28年2月2日(償還期限)にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。 (2) 繰上償還 当社は、平成26年2月3日以降、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者(以下、「本社債権者」という。)に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。 (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 2. 買入消却 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。 (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期日	平成26年2月3日(月)
申込取扱場所	株式会社アスラポート・ダイニング 管理本部

払込期日	平成26年2月3日(月)
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2. 本欄第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保券設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保権付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書き及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合は、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記表中「利息支払の方法」及び「償還の方法」欄記載の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

3. 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

4. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株であります。
------------------	--

新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項で定義される。)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
-----------------	--

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 - (1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
 - (2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

2. 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下、「転換価額」という。)は、279円とする。なお、転換価額は本欄第3項の定めるところに従い調整されることがある。

3. 転換価額の調整

(1) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

時価下発行による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価(本項第(2)号 に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記ロの場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式(以下、「転換価額調整式」という。)の取扱いは以下に定めるところによる。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(3) 本項第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(4) 本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金150,000,000円

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成26年2月3日から平成28年2月2日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アスラポート・ダイニング 管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 三田通支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みにに関する事項</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

	<p>本項の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計50個の新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権行使の行使請求の方法

(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3. 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、上記(注)2に従い行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。

4. 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
702,366,100円	9,860,000円	692,506,100円

(注) 1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債の払込金額の総額150,000,000円に第6回新株予約権の発行価額の総額2,382,600円及び行使に際して払込むべき金額549,983,500円の合計額552,366,100円を合算した金額であります。なお、第6回新株予約権の行使による払込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、第6回新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、第6回新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

2. 発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権に関わる設計評価料等3,500,000円、登記関連費用3,800,000円、株主名簿管理人への手数料560,000円、弁護士費用を含むその他諸費用2,000,000円であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額(円)	支出予定時期
事業の取得	692,506,100円	平成26年2月～平成28年1月

調達する資金の具体的な使途は、事業の取得(M&A資金)であり、支出予定時期は平成26年2月から平成28年1月までであります。

当社グループは、外食フランチャイズチェーンのリーディングカンパニーを目指し、既存ブランドの強化とともにM&Aによる業容及び規模の拡大に取り組んでおります。特に、これまで中心に運営してきた居酒屋業態に加え、業態の多様化と規模拡大による収益基盤の強化を取り進むことを検討しております。

当社は、平成25年9月に、乳製品の製造販売、加工受託を主事業とする株式会社弘乳舎の発行済株式の93.44%にあたる199,400株を取得し、子会社化いたしました。これは、上述の方針に基づくものであり、外食事業、流通事業に加わる三本目の柱となる生産事業としてシナジーを追求していくことを目的としております。

当社は、平成27年3月期から平成29年3月期の中期経営計画において、これまでの外食事業に加え、食品生産事業と六次産業化への取り組みを掲げ、生産、流通、外食・小売、それぞれの強みを活かし、相互に協力することで、「食」全体を包括する企業として付加価値を高めていくことを基本方針の一つとしております。少子高齢化、人口減少による市場規模縮小などにより、外食業界全体としては厳しい環境が続いておりますが、そのなかで質の高い商品をリーズナブルに提供し、特徴ある業態を展開していくためには、製造・流通を取り込み、それらの価値を外食・小売と融合させていくことが欠かせないと考えます。このような戦略に基づき、今後、当社グループが成長していくためには、既存の外食事業の売上、利益の向上に取り組むことはもちろん、昨年取得した乳製品製造メーカーである株式会社弘乳舎の機能と価値をグループ内でより活用していくため、また川上から川下までのバリューチェーンを強化していくためにも、食に関わる事業（外食、食品製造など）のさらなる取得による規模の拡大が必要であります。そして、その手段としては、M&Aによる事業取得が最良であると考えております。

当社は、平成25年9月に株式会社弘乳舎の株式を取得した後、新たなM&Aに備えるための資金調達手段について検討してきた結果、このたびの資金調達を行うことを決定いたしました。

平成26年1月16日現在において成立が見込まれる事業取得案件はございませんが、複数のM&A案件の打診を受けており、今後も受けるものと思われれます。成立が見込まれる事業取得案件がない時点で資金調達を実施する理由は、M&Aによる事業取得案件は、いつ案件情報が得られるか予測ができず、また、対象候補者との間の協議によって決定されるものであり必ずしも当社の希望どおりに進むものではないため、調達可能な時点で事業取得資金を確保しておくことが有効であると判断したためであります。合計7億円という調達金額については、案件にもよりますが、これまでの経験からいくと中型の案件を数件成立させる規模と考えており、現在打診を受けている、もしくは今後受けると予想される案件等に基づいたものです。調達した資金は、支出までは銀行預金として保管いたします。

また、本新株予約権には行使指示条項が付いておりますが、行使指示を行うためには一定の条件を満たす必要があり、当該条件が満たされるか否かは今後の市場動向により予測ができないため、本新株予約権の行使時期、ひいては資金調達ができる時期も予測が困難であります。これらの理由により、支出予定時期については、平成26年2月から平成28年1月までという期間を設けております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当先の状況】

(1) 割当先の概要（平成25年9月30日現在）

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10 百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
提出者と割当予定先との関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

< 本資金調達を選択した理由 >

当社は、資金調達を行うにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行の2つの方式を組み合わせる資金調達を行うこと（以下、「本資金調達方法」といいます。）が最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資（筆頭株主への増資依頼）等の資金調達手段を検討いたしました。現況において、当社はすでに昨年9月の株式会社弘乳舎買収に伴い

銀行借入を行っており、これ以上の借り入れは金利、手数料等の費用負担の増加による投資回収率の圧迫、また自己資本比率の低下につながり財務の健全性の観点から望ましくないこと、また、公募増資は引受先が集まらないリスクが大きいと判断いたしました。そのほか、筆頭株主であるHSIグローバル株式会社に対する第三者割当増資も打診、検討致しましたが、今回はグループ外からの資金調達を目指すとの観点からこの方法は断念致しました。また、第三者割当増資は新株予約権発行に比べて一気に希薄化が進むことが考えられ、既存株主様への影響を緩和する観点からも今回は本新株予約権、および本新株予約権付社債の発行の組み合わせが最適であると考えております。

本資金調達方法について

第三者割当による2つの調達方法を組み合わせる理由は以下のとおりであります。

a 本新株予約権

本新株予約権は、一定の制限の範囲内で、当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう指示を行うことができることを内容とするものであり、本新株予約権の行使により自己資本の拡充が期待でき、中長期的な事業への資金として調達が可能となります。また、行使期間中に、当社の資本政策に見直しが必要となった場合は、当社の判断により残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、環境の変化に臨機応変に対応することができます。

そのため、本件第三者割当の目的とする外食、食品製造事業等の取得に充当するための資金調達方法として適当であると判断いたしました。

b 本新株予約権付社債

上記aに記載のとおり、新株予約権による資金調達においては、協業先の発掘の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性が確保できることとなりますが、一方で、新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、その特性上、株価の動向によっては、当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることが懸念されます。

そのため、短期間での資金調達が可能であり、本新株予約権付社債が転換された場合には、当該転換によって当社の財務基盤の安定化が期待できる新株予約権付社債を組み合わせることが、新たなM&Aに備えるために最適であると判断いたしました。

< 割当予定先の選定理由 >

割当先としてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」といいます。)を選定した理由は、以下のとおりです。

当社は、割当予定先の選定にあたって、純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針が尊重されること、株式流動性の向上に寄与するため取得した株式を市場で売却すること、を重視し、平成25年9月頃から、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は平成26年1月16日の取締役会において、マイルストーン社を割当予定先とすることを決定いたしました。

マイルストーン社は、平成22年9月に当社の新株予約権の引受の実績があり、払込みも確実にしております。また、その行使実績から、本新株予約権についても同様にマイルストーン社による市場動向に応じた適時な行使がされること、市場動向に応じた保有株式の売却がなされることが予想されます。

本資金調達にあたって、純投資であり長期保有はしないこと、環境や状況の変化に応じて迅速に買戻しが実行できるように新株予約権の内容として取得条項を付けること等、当社の要望を受け入れた形での本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受に応じることが可能であるとの回答が得られました。

したがって、マイルストーン社を割当て予定先として選定することは、本新株予約権の発行目的に合致するものと考え、割当予定先に選定いたしました。

(3) 割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

2,527,016株(第6回新株予約権:1,985,500株、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権:541,516株)

(4) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資であり、長期保有はしない旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、原則として、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、適時適切に売却する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状況の説明を聴取し、預金口座の残高照会ページの写しを確認することにより、払込に要する財産の存在について確認しております。

以上から、当社は割当先が本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるマイルストーン社及び当該割当先の役員が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。また、当社は独自に専門の調査機関(株式会社日本総合リサーチ 東京都中央区日本橋人形町1-4-1-501)に調査を依頼し、割当先について反社会的勢力との関係がない旨の報告を受けております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、第6回新株予約権及び第1回新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を得る旨の制限が付されております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権

本新株予約権の発行価額については、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸要因を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値評価を依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権の発行要項を考慮し、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年1月15日)のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値307円を参考として1株277円(ディスカウント率9.77%)に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均304円に対する乖離率は8.88%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均307円に対する乖離率は9.93%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均313円に対する乖離率は11.53%となっております。

上述の行使価格を踏まえて、株式会社ブルータス・コンサルティングによる第三者評価書を参考に、第6回新株予約権の1個当たりの払込金額を120円といたしました。

本新株予約権付社債

本新株予約権付社債の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件については、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸要因を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権付社債の発行要項を考慮し、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

本新株予約権の転換価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年1月15日)のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値307円を参考として1株277円(ディスカウント率9.77%)に決定いたしました。転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の転換価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均304円に対する乖離率は8.88%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均307円に対する乖離率は9.93%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均313円に対する乖離率は11.53%となっております。

本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしました。その理由として、当社は、昨年11月に平成26年3月期第2四半期決算短信、平成26年3月期第2四半期連結業績予想値と実績値の際に関するお知らせの適時開示を行っており、これらを経た後の当該取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値を適正に反映していると判断したこと、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)において、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価格)を基準として決定することとされていること、から合理的であると判断したためであります。

また、当該終値から9.77%のディスカウントとしたことについては、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行要項を勘案した結果、適正かつ妥当であり、会社法第238条第2項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当社取締役会は、当社監査役全員から、行使価額及び転換価額の算定方法について、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額の決定につき当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断している点、及び、当該取締役会決議日の前取引日終値の株価が、直近の市場価格として当社の株式価値を適正に反映していると認められ、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行要項を勘案した結果、当該終値から9.77%のディスカウントとしたことが適正かつ妥当であると判断される点から、いずれも特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。(本新株予約権及び本新株予約権付社債の第三者割当による潜在株数はそれぞれ1,985,500株、541,516株、合計2,527,016株であり、平成26年1月16日現在の当社の発行済株式総数18,282,500株(総議決権数182,795個)に対して、合計13.82%(議決権比率13.82%)となりますので大規模な第三者割当に該当するものではありません。)

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の割 合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の 総議決件 数に対す る所有議 決権数の 割合(%)
H S I グローバル株式会 社	東京都港区高輪2 丁目16-29	12,031,600	65.82	12,031,600	57.83
投資事業組合GV-2	東京都港区青山3 丁目2-4	394,100	2.16	394,100	1.89
オリエンビルデベロッ プメント6号株式会社	東京都千代田区麹 町5丁目3 第七 秋山ビルディング 4階 株式会社エ スアンドダブリュ 気付	269,400	1.47	269,400	1.29
ザ バンク オブ ニューヨーク - ジャス ディクトリーティ アカウント	東京都中央区月島 4丁目16-13	255,900	1.40	255,900	1.23
投資事業有限責任組合G B-3	東京都港区青山3 丁目2-4	39,600	0.22	39,600	0.19
投資事業組合GB-4	東京都港区青山3 丁目2-4	39,600	0.22	39,600	0.19
野澤正利	茨城県筑西市	30,000	0.16	30,000	0.14
福田憲史	栃木県宇都宮市	20,000	0.11	20,000	0.10
白石千倉	東京都板橋区	18,900	0.10	18,900	0.09
森本晃一	神奈川県藤沢市	16,600	0.09	16,600	0.08
計		13,115,700	71.75	13,115,700	63.04

(注) 1. 割当前の持株比率は、平成25年9月30日現在の株主名簿上の株式数に基づき記載しております。

2. 割当後の持株比率は、募集前の株式数をもとに、第6回新株予約権が全て転換及び第1回新株予約権付社債が行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組入情報の有価証券報告書（第7期）又は四半期報告書（第8期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後（平成25年6月28日及び平成25年11月13日提出）、本有価証券届出書提出日（平成26年1月16日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年1月16日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

[平成25年8月23日提出臨時報告書]

1 [提出理由]

当社は、平成25年8月23日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して平成25年8月27日にストックオプションとして新株予約権の割当を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 銘柄

株式会社アスラポート・ダイニング 第5回新株予約権

(2) 発行数

5,700個（新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式100株）

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の割当日

平成25年8月27日

(6) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、目的たる株式の数は570,000株とする。

ただし、当社が、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）後、株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(7) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、新株予約権発行の取締役会決議の日までの東京証券取引所JASDAQ市場（取引所金融商品市場の統合・再編があった場合の統合等された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「JASDAQ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の過去1ヶ月間の単純平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、割当日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権または平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、割当日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(8) 新株予約権の行使期間

平成27年8月1日から平成30年7月31日までとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位あることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17

条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(11) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(9)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下(a)及び(b)に定めるいずれかの期間中において、JASDAQ市場における1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価(1円未満の端数は切り捨て)が、一度でもそれぞれに定める価格を下回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月間：JASDAQ市場における当社普通株式の割当日終値の80%(1円未満の端数は切り捨て)

(b) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月間：JASDAQ市場における当社普通株式の割当日終値の100%(1円未満の端数は切り捨て)

(12) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(6)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(7)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使できる期間

前記(8)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(8)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(10)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記(11)に準じて決定する。

(14) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役4名	4,600個
当社従業員5名	600個
当社子会社の取締役及び従業員2名	500個

(16) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係

当社が発行済株式の総数を所有する会社

(17) 勧誘の相手方と提出会社との取り決めの内容

取り決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

[平成25年8月23日提出臨時報告書の訂正報告書]

1 [提出理由]

平成25年8月23日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、平成25年8月27日に未定となっておりました事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正内容]

訂正箇所は__線で示しております。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

184,680,000円

(7) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、新株予約権発行の取締役会決議の日までの東京証券取引所JASDAQ市場(取引所金融商品市場の統合・再編があった場合の統合等された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「JASDAQ市場」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の過去1ヶ月間の単純平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

(後略)

(訂正後)

新株予約権1個当たり32,400円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、324円とする。

(後略)

[平成25年9月25日提出臨時報告書]

1 [提出理由]

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の住所、資本金及び事業の内容

名称	株式会社弘乳舎
住所	熊本県熊本市北区高平3丁目43番2号
代表者の氏名	佐野 賢一郎
資本金	167,900千円
事業の内容	乳製品等の製造販売、加工受託事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数	
異動前	個
異動後	199,400個
総株主等の議決権に対する割合	
異動前	%
異動後	93.44%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由	当社の子会社となった株式会社弘乳舎の資本金が当社の資本金の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することによるものであります。
異動年月日	平成25年9月9日

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第7期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第8期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

以上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月28日

株式会社アスラポート・ダイニング

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 光 一 郎指定社員
業務執行社員 公認会計士 金 野 栄 太 郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月27日開催の定時株主総会において、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アスラポート・ダイニングの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アスラポート・ダイニングが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

株式会社アスラポート・ダイニング

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 光 一 郎指定社員
業務執行社員 公認会計士 金 野 栄 太 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニングの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月27日開催の定時株主総会において、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて決議した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

株式会社アスラポート・ダイニング

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 光 一 郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 千 島 亮 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。